水の事故から子どもを守ろう

雨、雨、雨…… その晴れ間をみつけて子供たちが水に親しむ季節になりました。

ところが、この楽しい水遊びのかげに毎年痛ましい水の事故が多く発生しています。昨年6月から8月末までに発生した中学生以下の子供の水による事故は、県下で20件発生し、11人の尊い生命が犠牲になっています。

この種の事故防止のために、ご家庭で子供さんに次のことをしっかりと習慣づけておきましょう。

▽お父さん、お母さんは子供さんに危険な場所を具体的に教え、子供はその付近では遊ばない。

▽小さな子供だけで魚とりに行ったり、泳ぎに行ったりしない。

▽遊びに行く先、帰る時刻などを家の人に知らせておく。

【南国警察署】

違反建築はやめましょう

着手は手続を済まして

南国市には、農地法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの法規制があり、どこえでも家の建築ができないことになっております。それぞれの手続を済まして建築に着手しましょう。違反建築には撤去を命ぜられることがあります。

《農地法》

農地を農地以外の目的に使用する場合は知事の許可を要することになっております。

《都市計画法》

後免町を中心とした三百三十㌶の市街化区域、瓶岩、上倉地区の都市計画区域外、その他の地区を市街化調整区域とに線引されており市街化調整区域には原則として家屋の建築はできないことになっております。

《農業振興地域の整備に関する法律》

都市計画法で線引された、市街化区域以外の土地に適用され、さらに農用地に指定された所が三千二百七十㌶にわたっております。

建築許可されるもの

市街化区域、都市計画区域外に建築するもの。市街化調整区域内については農業用施設、農業者用住宅、サービス業で開発許可されるもの。

許可申請手続

農地法 農地の場合に、宅地転用のため、農地法許可申請を農業委員会事務局へ。

農用地除外 農業振興地域の整備に関する法律により、農用地に指定されている場合は、農用地除外申請を産業経済課へ。

開発許可 市街化区域で千平方㍍以上の場合、市街化調整区域で農業用施設、農業者用住宅以外の建築について、開発許可申請を建設課へ。

建築確認 市街化区域、市街化調整区域に建築する場合は建築確認申請を、都市計画区域外については建築届を建設課へ。

宅地を購入するとき、よく調査研究しておかないと、建築ができなく困ることになりますので、事前に農業委員会事務局、産業経済課、建設課などでよく相談してください。

貸付

財形住宅資金貸付

住宅金融公庫では本年度より、財形住宅資金貸付を次のように実施することになりました。

▣**受付期間** 昭和五十二年六月一日より翌年二月二十八日まで。

▣**資格** ▽一定基準以上の収入があり自分で住むための住宅を建築または購入する人 ▽国家公務員、地方公務員、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社の職員以外の人 ▽三年以上継続して財形貯蓄をし、毎年十万円以上の増加がありその合計額が五十万円以上ある人 ▽雇用促進事業団が行う財形転貸融資を受けられない人 ▽自分の勤務する会社などから毎年一㌫相当額の利子補給や住宅手当等を五年以上にわたって受けることのできる人

▣**融資対象** 床面積三十平方㍍以上百六十五平方㍍以下のもので公庫の定める建築基準に適合している住宅を建築する場合、または昭和五十一年四月一日以降に竣工するものを購入する場合 ▽土地購入(昭和五十年四月一日以降した場合で住宅資金の融資を受ける人

▣**融資限度** 借入申込日現在の財形貯蓄残高の二倍に相当する額(その額が一千万円を超える場合は一千万円)

▣**利率** 年七・九九㌫

▣**返済期間** 木造十八年以内

▣**問合せ先** 「住宅金融公庫業務取扱店」または「住宅金融公庫財形業務取扱店」と表示した金融機関。

助成金

建設雇用改善助成金

建設労働者雇用改善法の施行に伴い雇用促進事業団では、建設労働者の能力の開発、向上並びに福祉の増進を計るため雇用改善の措置を行う建設事業主またはその団体に対して次の助成金を支給していますので、ご利用ください。

▼**技能実習助成金** 技能向上のために技能実習を行う場合

▼**講習等派遣助成金** 技能実習などの講習に通常の賃金を支払って派遣する場合

▼**雇用管理研修助成金** 雇用管理責任者に対して、労務者の雇入れ、配置など必要な知識を習得させる研修を行う場合

▼**作業員宿舎整備助成金** 寄宿させるため、良好な居住性を有する作業員宿舎を新築、買収、増改築等した場合

▼**健康診断助成金** 医師による所定の健康診断を実施した場合

▼**問合せ先** 県厚生労働部職業安定課

福祉年金、手当受給者に有利な預貯金制度

各福祉年金、福祉手当及び児童扶養手当、特別児童扶養手当などの受給者に有利な特別の定期預貯金制度があります。

対象者などは次のとおりです。

▼**対象者** 老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、の各受給者

▼**取扱期間** 昭和五十二年五月十六日から昭和五十二年十二月三十一日まで

▼**預入限度** 預入対象者一人につき一〇〇万円の範囲内

▼**預金の種類** 預入期間一年の定期預金又は定期貯金

▼**利率** 年 六・七五㌫

▼**取扱金融機関** 郵便局、銀行、信用金庫、農業協同組合

▼**確認** 金融機関の窓口で受給者である旨の確認を行う(調書又は預り証持参のこと)

▽ご不明の点は市民課年金係及び福祉事務所社会係にお問い合せください。

【福祉事務所社会係】

【市民課年金係】

特別減税に伴う保育料

昭和五十一年分所得税が今回特別減税「もどし税」のため還付されましたが、これについては、五十一年分所得税額に算定しないことになりましたのでお知らせします。

なお徴収金基準額表が、所得税額を基礎としている主旨は、費用負担能力の指標として、公平かつ合理的であるとの考え方によるものであり、今回の「もどし税」は直ちに負担能力に影響する性格のものではないので、算定しないこととしたものです。

【福祉事務所】

町ぐるみ摘もう

非行は芽のうちに

犯罪をなくし、明るい社会をつくることはみんなの願いです。

今年も七月一日から末日までの一ヵ月間、『社会を明るくする運動』が全国的に実施されます。犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

最近における青少年の非行は、低年齢層に始まった非行の増加傾向が次第に高年齢層にも波及するきざしをみせ、今日少年犯罪の発生率は成人のそれをはるかに上回るものとなっており、中学生や高校生、女子少年による非行の増加もいちじるしく、しかも彼らの大部分はごく普通の家庭に育った者たちです。

次代をになう青少年の非行を防止し、その健全な育成をはかることは国民すべてに課せられた責務であることを自覚して、それぞれの立場で非行防止のために、話し合いをもたれるなど運動推進のためにあたたかいご協力をお願いします。

試験

砂利採取業務主任者試験

昭和五十二年度砂利採取業務主任者試験が次の要領で実施されます。

▼**日時** 七月三十日午前十時から

▼**場所** 高知市丸ノ内中央保健所

▼**科目及び方法** 砂利採取に関する法令、技術的な事項(土木及び河川工学に関する基礎的事項を含む)について筆記試験

募集

防火ポスター募集

日本損害保険協会では、防火ポスターのデザインを次のように募集しています。

これは秋の全国火災予防運動に協力して防火の思想を高めていこうというものです。ふるってご応募ください。

▼**応募作品** 防火にちなむものでサイズはB二判(タテ使用の

郵便局

暑中見舞用ハガキを発売

七月一日から暑中見舞用の郵便葉書を発売しています。

売り切れにならないうちに、お近くの郵便局でお求めください。

【南国郵便局】

7月は固定資産税(2期分)の納付月です

▼**受験資格** 問わない

▼**提出書類** 受験願書二通、履歴書一通、写真一枚

▼**手数料** 千円、県収入証紙を願書に貼りつける

▼**願書受付** 七月十一日から二十日まで

▽願書の交付及び提出先 県土木部用地管理課

パネル張り作業員募集

パネル張り)色数は四色「使う火を消すまで離すな目と心」「自治省消防庁、日本損害保険協会」の文字を入れること

▼**締切** 昭和五十二年八月十二日

▼**賞** 入選一点(七十万円)佳作五点(二十万円)努力賞十五点(五万円)

▽おたずねは広報広聴係まで。